

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)			県 改定案 (令和8年2月版)			改定理由
章 節	条	見出し	章 節	条	見出し	
		現行条文			新条文	
		32.「打合せ」とは、地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 33.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。 34.「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し、内容を確認することをいう。 35.「協力者」とは、受注者が地質・土質調査の遂行にあたって、再委託する者をいう。 36.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 37.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 38.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。 39.「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。			38.「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 39.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。 40.「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 41.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 42.「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容をを確認することをいう。 43.「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 44.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	県仕様書34と同文
103条の2	受注者の義務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解した上で調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	103	受注者の義務	1.受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 2.受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらに係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	国と整合を図る。
103	業務の着手	受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(鳥取県の休日等を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く)以内に地質・土質調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。	104	業務の着手	受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(鳥取県の休日等を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日等」という。)を除く)以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が地質・土質調査業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。	県独自基準の適用 国と整合を図る。
104	調査地点の確認	1.受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について調査職員の承諾を得なければならない。 2.受注者は都市部等における調査で地下埋設物(電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他)が予想される場合は、調査職員に報告し、関係機関と協議の上現場立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。	105	調査地点の確認	1.受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について調査職員の承諾を得なければならない。 2.受注者は都市部等における調査で地下埋設物(電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他)が予想される場合は、調査職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。	校正(場)
105	設計図書の支給及び点検	1.受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。 2.受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。 3.調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。	106	設計図書の支給及び点検	1.受注者からの要求があった場合で調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。 2.受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。 3.調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。	
106	調査職員	1.発注者は、地質・土質調査における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。 2.調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。 3.契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。 4.調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。	107	調査職員	1.発注者は、地質・土質調査業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。 2.調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。 3.契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。 4.調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。	国と整合を図る。
			108	主任技術者	1.受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。 2.主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。 3.主任技術者は、技術士(総合技術監理部門又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM又は地質調査技士の資格保有者であり、特記仕様書を定める場合はそれに定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4.主任技術者は、調査職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。 5.主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	国と整合を図る。 県独自基準。
107	現場代理人	1.受注者は、地質・土質調査における現場代理人を定め、発注者に通知するものとする。 2.現場代理人は、契約の履行に関し、履行現場に常駐し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 3.現場代理人は、地質・土質調査の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM又は地質調査技士の資格保有者であり、特記仕様書を定める場合はそれに定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4.現場代理人に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が現場代理人に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、現場代理人は受注者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び調査職員は現場代理人に対して指示等を行えば足りるものとする。 5.現場代理人は、調査職員が指示する関連のある地質・土質調査等の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。				国と整合を図り廃止
108	管理技術者	1.受注者は、地質・土質調査における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。 2.管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。 3.管理技術者は、地質・土質調査の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM又は地質調査技士の資格保有者であり、特記仕様書を定める場合はそれに定める業務経験を有することとし、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 4.管理技術者は、現場代理人と兼ねることができない。				国と整合を図る。
109	照査技術者	1.受注者は、地質・土質調査における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 2.照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。 3.照査技術者は、技術士(総合技術監理部門又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者であり、高度な技術と十分な実務経験を有し、特記仕様書を定める場合はそれに定める業務経験を有していなければならない。 4.照査技術者は、現場代理人及び管理技術者を兼ねることができない。 5.照査技術者は、第120条の検査の際、照査における指摘事項を検査職員へ報告するものとする。ただし、照査技術者が検査に臨場することが困難であると発注者が認めた場合又は、複数の業種からなる測量等業務(複合業務)の場合の発注業種以外の業種に係る照査技術者の検査への臨場は、書面による報告にかえることができる。	109	照査技術者及び照査の実施	1.受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。 2.設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (1)受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 (2)照査技術者は、技術士(総合技術監理部門又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者であり、高度な技術と十分な実務経験を有し、特記仕様書を定める場合はそれに定める業務経験を有していなければならない。 (3)照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 (4)照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 (5)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告書における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名(署名又は押印を含む)のうえ主任技術者に提出するものとする。 (6)照査技術者は、現場代理人及び管理技術者を兼ねることができない。 3.照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	国と整合を図る。 県独自基準。 校正(每一ごと) 県独自基準。
110	担当技術者	1.受注者は、現場代理人、管理技術者及び照査技術者以外に契約書第7条第1項に規定する業務の「主たる部分」及び第112条に規定する打合せに携わる者については、担当技術者に定め、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。	110	担当技術者	1.受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数におたる場合は、適切な人数とし、3名までとする。	国と整合を図る。

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)				県 改定案 (令和8年2月版)				改定理由
章 節	条	見出し	現行条文	章 節	条	見出し	新条文	
			<p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 受注者は、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下、「簡易ガイドライン」という。）又は国土交通省が定める「地質・土質調査成果電子納品要領」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「簡易ガイドライン」等で特に記載がない事項については、調査職員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「簡易ガイドライン」又は国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」に基づくものとする。</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術の有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、電子納品を行わない場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p>				<p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。</p> <p>4. 受注者は、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下、「電子納品等ガイドライン」という。）又は「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「電子納品等ガイドライン」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品等ガイドライン」又は「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術の有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p>	
	119	関連法令及び条例の遵守	受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。		119	関連法令及び条例の遵守	受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。	国と整合を図る。
	120	検査	<p>1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出してなければならない。</p> <p>2. 発注者は、地質・土質調査の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 地質・土質調査成果物の検査 (2) 地質・土質調査管理状況の検査 地質・土質調査の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「簡易ガイドライン」又は国土交通省が定める「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】」に基づくものとする。</p>		120	検査	<p>1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出してなければならない。</p> <p>2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 地質・土質調査業務成果物の検査 (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査 地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品等ガイドライン」又は「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成30年3月）」に基づくものとする。</p>	国と整合を図る。
	121	修補	<p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>		121	修補	<p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	
	122	条件変更等	<p>1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期できない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>		122	条件変更等	<p>1. 調査職員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう (1) 第117条第1項に定める現地への立入が不可能となった場合。 (2) 天災その他の不可抗力による損害。 (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。</p>	国と整合を図る。
	123	契約変更	<p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査契約の変更を行うものとする。 (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合 (2) 履行期間の変更を行う場合 (3) 調査職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合 (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 (1) 第122条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項 (2) 地質・土質調査の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項 (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p>		123	契約変更	<p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。 (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合 (2) 履行期間の変更を行う場合 (3) 調査職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合 (4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。 (1) 第122条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項 (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項 (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p>	国と整合を図る。
	124	履行期間の変更	<p>1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残調査量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>		124	履行期間の変更	<p>1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	国と整合を図る。
	125	一時中止	<p>1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査の中断については、第134条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合 (2) 関連する他の調査等の進捗が遅れたため、地質・土質調査の続行を不適当と認めた場合 (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査の続行が不適当又は不可能となった場合 (4) 天災等により地質・土質調査の対象箇所の状態が変動した場合 (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認められた場合 (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、地質・土質調査の全部又は一部を一時中止を命ずることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は地質・土質調査の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。</p>		125	一時中止	<p>1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、第134条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合 (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不適当と認めた場合 (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不適当又は不可能となった場合 (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合 (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認められた場合 (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止を命ずることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。</p>	国と整合を図る。
	126	発注者の賠償責任	<p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p>		126	発注者の賠償責任	<p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p>	
	127	受注者の賠償責任	<p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害 (3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>		127	受注者の賠償責任	<p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合 (3) 受注者の責により損害が生じた場合</p>	国と整合を図る。
	128	部分使用	<p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。 (1) 別途地質・土質調査等の使用に供する必要がある場合 (2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p>		128	部分使用	<p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。 (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合 (2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。</p>	国と整合を図る。
	129	再委託	<p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 地質ボーリング・土質試験等の調査方法及び技術的判断 (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p>		129	再委託	<p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断 (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	国と整合を図る。

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)				県 改定案 (令和8年2月版)				改定理由
章 節	条	見出し	現行条文	章 節	条	見出し	新条文	
			<p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、地質・土質調査を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査を実施しなければならない。なお、協力者は、鳥取県の測量等業務入札参加資格者である場合は、資格停止期間中であってはならない。</p> <p>5. 受注者は、地質・土質調査を再委託に付する場合、適切に履行することのできる技術者及び管理体制を県内に有する者（県内に本店を有する者又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5右欄に定める条件その他適切に履行することができる条件を具備している者）と契約しなければならない。ただし、適切に履行することができる技術者及び管理体制を県内に有する者がいない等の理由で、発注者が認めた場合は、この限りではない。</p>				<p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、鳥取県の測量等業務入札参加資格者である場合は、資格停止期間中であってはならない。</p> <p>5. 受注者は、地質・土質調査を再委託に付する場合、適切に履行することのできる技術者及び管理体制を県内に有する者（県内に本店を有する者又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）別表第5右欄に定める条件その他適切に履行することができる条件を具備している者）と契約しなければならない。ただし、適切に履行することができる技術者及び管理体制を県内に有する者がいない等の理由で、発注者が認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>県独自基準の適用</p> <p>県独自基準の適用</p>
	130	成果物の使用等	<p>1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>		130	成果物の使用等	<p>1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>	
	131	守秘義務	<p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載されるもの以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製転送等しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p> <p>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p>		131	守秘義務	<p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載されるもの以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。</p> <p>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p> <p>校正（者→もの）</p>
	132	個人情報の取扱い	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条に示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>		132	個人情報の取扱い	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止及び再委託時の措置 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。 なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条に示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>	<p>国と整合を図る。</p>
	133	安全等の確保	<p>1. 受注者は、地質・土質調査の実施に際しては、地質・土質調査関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査審議官通達平成21年3月31日）を参考にし常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にし、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、地質・土質調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して調査を遂行しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、地質・土質調査実施中施設等の管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、地質・土質調査の実施に当たり、事故が発生しないよう使用者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4. 受注者は、地質・土質調査の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>5. 受注者は、地質・土質調査の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 屋外で行う地質・土質調査に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p>		133	安全等の確保	<p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査審議官通達令和7年3月）を参考にし常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にし、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>(2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p>	<p>国と整合を図る。</p>

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)				県 改定案 (令和8年2月版)				改定理由		
章 節	条	見出し	現行条文	章 節	条	見出し	新条文			
			<p>(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、地質・土質調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>7. 受注者は、地質・土質調査の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>8. 受注者は、地質・土質調査実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>9. 受注者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは調査職員の承諾を受けなければならない。</p>				<p>(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に連絡するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p>9. 受注者は、調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは調査職員の承諾を受けなければならない。</p>			
	134	臨機の措置	<p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>		134	臨機の措置	<p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>			
	135	履行報告	受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。		135	履行報告	受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。			
	136	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	<p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。</p>		136	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	<p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。</p>			
	137	重点監督工事等における工事着手協議について	受注者は、業務完了後、現場の工事着手に当たり、施工条件及び施工の留意点等を確認するため発注者から説明を求められた場合、これに応じなければならない。		137	重点監督工事等における工事着手協議について	受注者は、業務完了後、現場の工事着手に当たり、施工条件及び施工の留意点等を確認するため発注者から説明を求められた場合、これに応じなければならない。	県独自基準を追加		
	138	利害関係者の業務への関与	受注者は、地質・土質調査に係る事業の実施区域において土地・建物を所有し又は使用する者、及びその者の配偶者又は3親等以内の親族を、地質・土質調査の現場代理人、管理技術者又は担当技術者に充ててはならず、又それらの者を地質・土質調査にかかわらせてはならない。		138	利害関係者の業務への関与	受注者は、地質・土質調査に係る事業の実施区域において土地・建物を所有し又は使用する者、及びその者の配偶者又は3親等以内の親族を、地質・土質調査の 主任技術者 又は担当技術者に充ててはならず、又それらの者を地質・土質調査にかかわらせてはならない。	国と整合を図る。(現場代理人の廃止、管理技術者を主任技術者に変更)		
	139	行政情報流出防止対策の強化	<p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故があった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>		139	行政情報流出防止対策の強化	<p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故があった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>			
	140	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	<p>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、資格停止等の措置を講ずることがある。</p> <p>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>		140	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	<p>1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。</p> <p>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>			
	141	保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。		141	保険加入の義務	<p>1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p>	国と整合を図る。		
					142	新技術の活用について	<p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領(令和6年4月一部改正)により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	国と整合を図る。		
2	1	201	目的	機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。	2	1	201	目的	機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。	
		202	土質の分類	土質の分類は、JGS0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。		202	土質の分類	土質の分類は、JGS0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。		
		203	調査等	<p>1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。</p> <p>2. ボーリング位置、深度及び数量</p> <p>(1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として調査職員の立会の<u>上</u>行うものと</p>		203	調査等	<p>1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。</p> <p>2. ボーリング位置、深度及び数量</p> <p>(1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。</p> <p>(2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として調査職員の立会の<u>うえ</u>行うものと</p>	校正(「上」が好ましいが、設計業務では大多数が「うえ」の為据え置き)	

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)				県 改定案 (令和8年2月版)				改定理由		
章	節	条	見出し	章	節	条	見出し			
			<p>し、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。</p> <p>3. 仮設 足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。</p> <p>4. 掘進 (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。 (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、若しくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。 (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。 (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。 (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプリングを用い、採取率を高めるように努めなければならない。 (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。 (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。 (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。 (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。 (10) 試料を採取するオールコアボーリング^{※1}の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング^{※2}を行うこととする。 ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>5. 検尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的終了後、原則として調査職員が立会もしくは遠隔現場のうえロッドを挿入した状態で検尺を確認した後、ロッドを引き抜き全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p>6. その他 採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。</p>				<p>し、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。</p> <p>3. 仮設 足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。</p> <p>4. 掘進 (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。 (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になるおそれのある場合は、泥水の使用、若しくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。 (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。 (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。 (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプリングを用い、採取率を高めるように努めなければならない。 (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。 (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。 (8) コアチューブはコアの採取ごとに水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。 (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。 (10) 試料を採取するオールコアボーリング^{※1}の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング^{※2}を行うこととする。 ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>5. 検尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員が立会もしくは遠隔現場のうえロッドを挿入した状態で検尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p>6. その他 採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。</p>	<p>校正(おそれ)</p> <p>校正(ごと)</p> <p>校正(十分) (ほか)</p>		
	204	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む) (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省)に従い柱状図に整理し提出するものとする。 (3) 採取したコアは標準箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標準ビンに密封して収納するものとする。 (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。</p>	204	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む) (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)に従い柱状図に整理し提出するものとする。 (3) 採取したコアは標準箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1mごと又は各土層ごとに標準ビンに密封して収納するものとする。 (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p> <p>校正(ごと)</p>			
3	301	目的	<p>乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。</p>	3	301	目的	<p>乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。</p>			
	302	採取方法	<p>1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221(固定ピストン式シンウォールサンプリングによる土試料の採取方法)によるものとする。 2. デンソサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222(ロータリー式二重管サンプリングによる土試料の採取方法)によるものとする。 3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223(ロータリー式三重管サンプリングによる土試料の採取方法)によるものとする。</p>		302	採取方法	<p>1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221(固定ピストン式シンウォールサンプリングによる土試料の採取方法)によるものとする。 2. デンソサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222(ロータリー式二重管サンプリングによる土試料の採取方法)によるものとする。 3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223(ロータリー式三重管サンプリングによる土試料の採取方法)によるものとする。</p>			
	303	試料の取扱い	<p>1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結が必要な場合は、調査職員と協議するものとする。 2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。 3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。</p>		303	試料の取扱い	<p>1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結が必要な場合は、調査職員と協議するものとする。 2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。 3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。</p>			
	304	成果物	<p>1. 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 採取位置、採取深さ、採取長 (2) 採取方法</p>		304	成果物	<p>1. 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 採取位置、採取深さ、採取長 (2) 採取方法</p>			
4	1	401	目的	<p>標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締め具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。</p>	4	1	401	目的	<p>1. 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締め具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。</p>	
		402	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JIS A1219(標準貫入試験方法)によるものとする。 2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。 3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。 4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプリングを静かに引き上げなければならない。 5. サンプリングの内容物は、スライムの有無を確認して採取長を測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。</p>		402	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JIS A1219(標準貫入試験方法)によるものとする。 2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。 3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。 4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプリングを静かに引き上げなければならない。 5. サンプリングの内容物は、スライムの有無を確認して採取長を測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。</p>		
		403	成果物	<p>試験結果及び保存用試料は、JIS A1219(標準貫入試験方法)及び地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省)に従って整理し提出するものとする。</p>		403	成果物	<p>試験結果及び保存用試料は、JIS A1219(標準貫入試験方法)及び地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)に従って整理し提出するものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	
	2	404	目的	<p>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締め具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>	2	404	目的	<p>スウェーデン式サウンディング試験(旧 スウェーデン式 サウンディング試験)は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締め具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	
		405	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JIS A1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)によるものとする。 2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。 3. 試験中、目的の深度に達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議しなければならない。 4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。</p>		405	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JIS A1221(スクリーウエイト貫入試験方法(旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法))によるものとする。 2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。 3. 試験中、目的の深度に達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議しなければならない。 4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	
		406	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む) (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)により整理し提出するものとする。</p>		406	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む) (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221(スクリーウエイト貫入試験方法(旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法))により整理し提出するものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	
	3	407	目的	<p>機械式コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p>	3	407	目的	<p>機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	
		408	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JIS A1220(オランダ式二重管コーン貫入試験方法)によるものとする。 2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合、その深度においても測定するものとする。 3. 試験中、目的の深度に達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。</p>		408	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JIS A1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)によるものとする。 2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合、その深度においても測定するものとする。 3. 試験中、目的の深度に達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	
		409	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙を使用してJIS A1220(オランダ式二重管コーン貫入試験方法)により整理するものとする。</p>		409	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙を使用してJIS A1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)により整理するものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	
	4	410	目的	<p>ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合を判定することを目的とする。</p>	4	410	目的	<p>ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合を判定することを目的とする。</p>		
		411	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1431(ポータブルコーン貫入試験方法)によるものとする。 2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。 3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。 4. 単管式コーンベネトローメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。</p>		411	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1431(ポータブルコーン貫入試験方法)によるものとする。 2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。 3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。 4. 単管式コーンベネトローメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。</p>		
		412	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431(ポータブルコーン貫入試験方法)により整理し提出するものとする。</p>		412	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431(ポータブルコーン貫入試験方法)により整理し提出するものとする。</p>		
	5	413	目的	<p>簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。</p>	5	413	目的	<p>簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。</p>		
		414	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1433(簡易動的コーン貫入試験)によるものとする。 2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。 3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。 4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。</p>		414	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS1433(簡易動的コーン貫入試験)によるものとする。 2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。 3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。 4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議するものとする。</p>		
		415	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433(簡易動的コーン貫入試験方法)により整理し提出するものとする。</p>		415	成果物	<p>成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置案内図、調査位置平面図 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433(簡易動的コーン貫入試験方法)により整理し提出するものとする。</p>		
5	1	501	目的	<p>孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>	5	1	501	目的	<p>孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p>	
		502	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1421(孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)によるものとする。 2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。 3. 測定 孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p>		502	試験等	<p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ポアホールジャッキ試験」によるものとする。 2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。 3. 測定 孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。</p>	<p>国と整合を図る。</p>	

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)				県 改定案 (令和8年2月版)				改定理由
章	節	条	見出し	章	節	条	見出し	
			現行条文				新条文	
			(1) 点検とキャリブレーション 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。 (2) 試験孔の掘削と試験筒の確認 試験孔の孔壁は試験精度を良くするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。 なお、試験に先立って試験筒の地質条件等の確認を行うものとする。 (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。 (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。 (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。 (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重及び変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m ² ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化毎に測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。				(1) 点検とキャリブレーション 試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。 (2) 試験孔の掘削と試験筒の確認 試験孔の孔壁は試験精度を良くするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。 なお、試験に先立って試験筒の地質条件等の確認を行うものとする。 (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。 (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。 (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。 (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重及び変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m ² ピッチ程度又は、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。	校正(又は)
	503	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験筒所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度～変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421(孔内水平載荷試験方法)により整理し提出するものとする。		503	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験筒所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度～変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び「JGS 3532「ポアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。	国と整合を図る。
2	504	目的	平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。	2	504	目的	平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。	
	505	試験等	試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)によるものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215(道路の平板載荷試験方法)によるものとする。		505	試験等	試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(平板載荷試験方法)によるものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215(道路の平板載荷試験方法)によるものとする。	
	506	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験筒所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1215(道路の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。		506	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験筒所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1521(平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1215(道路の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。	
3	507	目的	現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘り出した土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。	3	507	目的	現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘り出した土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。	
	508	試験等	試験方法及び器具は、JIS A1214(砂置換法による土の密度試験方法)によるものとする。		508	試験等	試験方法及び器具は、JISA1214(砂置換法による土の密度試験方法)によるものとする。	
	509	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1214(砂置換法による土の密度試験方法)により整理し提出するものとする。		509	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1214(砂置換法による土の密度試験方法)により整理し提出するものとする。	
4	510	目的	現場密度測定(RI法)は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。	4	510	目的	現場密度測定(RI法)は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。	
	511	試験等	1. 本試験は、地表面型RI計を用いた土の密度試験に適用する。 2. 試験方法及び器具は、JGS 1614(RI計器による土の密度試験方法)によるものとする。		511	試験等	1. 本試験は、地表面型RI計を用いた土の密度試験に適用する。 2. 試験方法及び器具は、JGS 1614(RI計器による土の密度試験方法)によるものとする。	
	512	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、調査方法、測定値 (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度		512	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、調査方法、測定値 (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度	
5	513	目的	現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位(地下水位)を求めることを目的とする。	5	513	目的	現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位(地下水位)を求めることを目的とする。	
	514	試験等	試験方法及び器具は、JGS 1314(単孔を利用した透水試験方法)によるものとする。		514	試験等	試験方法及び器具は、JGS 1314(単孔を利用した透水試験方法)によるものとする。	
	515	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1614によるものとする。		515	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙1314によるものとする。	国と整合を図る。
6	516	目的	ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。	6	516	目的	ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。	
	517	試験等	1. 試験方法及び装置は、JGS 1323(ルジオン試験方法)によるものとする。 2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。		517	試験等	1. 試験方法及び装置は、JGS 1323(ルジオン試験方法)によるものとする。 2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。	
	518	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、試験区間の深さ (2) 平衡水位 (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録 (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係(p-q曲線) (5) 最大注水圧力 (6) ルジオン値(Lu)又は換算ルジオン値(Lu')		518	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、試験区間の深さ (2) 平衡水位 (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録 (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係(p-q曲線) (5) 最大注水圧力 (6) ルジオン値(Lu)又は換算ルジオン値(Lu')	
7	519	目的	速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波(縦波、疎密波)及びS波(横波、せん断波)の速度分布を求めることを目的とする。	7	519	目的	速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波(縦波、疎密波)及びS波(横波、せん断波)の速度分布を求めることを目的とする。	
	520	試験等	試験方法及び装置は、JGS 1122(地盤の弾性波速度検層方法)によるものとする。		520	試験等	試験方法及び装置は、JGS 1122(地盤の弾性波速度検層方法)によるものとする。	
	521	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、測定深さ(測定区間)、測定方法 (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成		521	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、測定深さ(測定区間)、測定方法 (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成	
8	522	目的	電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗(比抵抗)を測定することを目的とする。	8	522	目的	電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗(比抵抗)を測定することを目的とする。	
	523	試験等	1. 試験方法及び装置は、JGS 1121(地盤の電気検層方法)によるものとする。 2. マイクロ検層(電極間隔2.5cm±5mm及び5cm±5mmが標準)、自然電位検層(S-P検層)を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。		523	試験等	1. 試験方法及び装置は、JGS 1121(地盤の電気検層方法)によるものとする。 2. マイクロ検層(電極間隔2.5cm±5mm及び5cm±5mmが標準)、自然電位検層(S-P検層)を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。	
	524	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、測定深さ (2) 掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔 (3) 検層装置の仕様 (4) 比抵抗曲線		524	成果物	成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、測定深さ (2) 掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔 (3) 検層装置の仕様 (4) 比抵抗曲線	
6	601	目的	1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。 2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。	6	601	目的	1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。 2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。	
	602	業務内容	1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。 2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査 3. 資料整理とりまとめ (1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ボーリング柱状図の作成 4. 断面図等の作成 (1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。 5. 総合解析とりまとめ (1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討(現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合) (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討) (6) 設計・施工上の留意点の検討(特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討)		602	業務内容	1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。 2. 計画準備 業務の目的・主旨を把握しうえて、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。 3. 既存資料の収集・現地調査は以下による。 (1) 関係文献の収集と検討 (2) 調査地周辺の現地調査 4. 資料整理とりまとめ (1) 各種計測結果の評価及び考察 (2) 異常データのチェック (3) 試料の観察 (4) ボーリング柱状図の作成 5. 断面図等の作成 (1) 地層及び土性の工学的判定 (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。 6. 総合解析とりまとめ (1) 調査地周辺の地形・地質の検討 (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定 (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定 (4) 地盤の透水性の検討(現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合) (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討) (6) 設計・施工上の留意点の検討(特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討)	国と整合を図る。
	603	成果物	成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。		603	成果物	成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。	
7	701	目的	軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構築物(地下構築物、直接基礎含む)を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。	7	701	目的	軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構築物(地下構築物、直接基礎含む)を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。	
	702	業務内容	1. 解析計画 業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討(検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む)、業務打合せのための資料作成を行うものとする。 2. 現地踏査 周辺の自然地形・変形地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構築物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。 3. 現況地盤解析 (1) 地盤破壊 設定された土質定数、荷重(地震時含む)等の条件に基づき、すべり計算(基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む)等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 (2) 地盤変形 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構築物等の変位等及び既設構築物への影響検討を含む)を算定するものとする。 (3) 地盤圧密 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。 (4) 地盤液状化 広範囲の砂質土質を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。 4. 検討対策法の選定 当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経		702	業務内容	1. 解析計画 業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討(検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む)、業務打合せのための資料作成を行うものとする。 2. 現地踏査 周辺の自然地形・変形地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構築物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。 3. 現況地盤解析 (1) 地盤破壊 設定された土質定数、荷重(地震時含む)等の条件に基づき、すべり計算(基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む)等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 (2) 地盤変形 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構築物等の変位等及び既設構築物への影響検討を含む)を算定するものとする。 (3) 地盤圧密 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。 (4) 地盤液状化 広範囲の砂質土質を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。 4. 検討対策法の選定 当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経	

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)				県 改定案 (令和8年2月版)				改定理由
章	節	条	見出し	章	節	条	見出し	
			現行条文				新条文	
			<p>経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。</p> <p>5. 対策後地盤解析 現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。</p> <p>6. 最適工法の決定 「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。</p> <p>7. 照査 検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。</p>				<p>経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。</p> <p>5. 対策後地盤解析 現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。</p> <p>6. 最適工法の決定 「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。</p> <p>7. 照査 検討を行った各項目ごと、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。</p>	校正（うえで）
	703	成果物	成果物は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。		703	成果物	成果物は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。	校正（ごと）
8	1	801	目的	8	1	801	目的	
		802	業務内容			802	業務内容	校正（うえで）
		803	目的			803	目的	
		804	業務内容			804	業務内容	国と整合を図る。
2		803	目的	2		803	目的	
		804	業務内容			804	業務内容	国と整合を図る。
9		901	目的	9		901	目的	
		902	計画準備			902	計画準備	
		903	地下水調査			903	地下水調査	校正（及び）
		904	移動変形調査			904	移動変形調査	校正（ごと）
		905	雨量観測			905	雨量観測	
		906	解析			906	解析	校正（更に）
		907	対策工法選定			907	対策工法選定	
		908	報告書作成			908	報告書作成	
10		1001	目的	10		1001	目的	校正（更に）
		1002	業務内容			1002	業務内容	校正（うえで）

「鳥取県 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表」

県 現行条文 (平成31年4月10日以降調達公告を行う業務から適用)				県 改定案 (令和8年2月版)				改定理由
章	節	条	見出し	章	節	条	見出し	
			現行条文				新条文	
			<p>4. 現地踏査</p> <p>(1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。</p> <p>(2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。</p> <p>(3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。</p> <p>5. 地質解析</p> <p>(1) 地質工学的検討 対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。</p> <p>(2) 報告書作成 業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。</p>				<p>4. 現地踏査</p> <p>(1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図及び空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。</p> <p>(2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。</p> <p>(3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。</p> <p>5. 地質解析</p> <p>(1) 地質工学的検討 対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。</p> <p>(2) 報告書作成 業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。</p>	校正 (及び)
		1003	成果物			1003	成果物	
			<p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査報告書</p> <p>(2) 地質平面図</p> <p>(3) 地質断面図</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 露頭写真</p>				<p>成果物は、次のものを提出する。</p> <p>(1) 調査報告書</p> <p>(2) 地質平面図</p> <p>(3) 地質断面図</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 露頭写真</p>	